

会議録（要旨）

会議名	第2回姫路市新美化センター建設候補地選定委員会
開催日時	令和5年2月17日（金） 13時30分～15時
開催場所	姫路市役所本庁舎10階 第3会議室
出席者 （委員）	佐野副市長（委員長）、福田環境局長（副委員長） 井上政策局長、名村政策局危機管理担当理事、坂田総務局長、石田財政局長、沖塩市民局長、柳田産業局長、加藤まちづくり部長（都市局長代理）、佐々木建設局長、植田上下水道局次長
議題	1 第1回選定委員会以降に寄せられた意見等について 2 新美化センター建設候補地一次選定について 3 新美化センター建設候補地二次選定について
資料	資料1 新美化センター建設候補地比較評価表（案） 資料2 第1回選定委員会での指摘事項及び事務局の考え方（案） 資料3 新美化センター建設候補地選定に関する意見等及び事務局の考え方（案） 資料4 新美化センター建設候補地選定委員会への審議事項提案 資料5 新美化センター建設候補地一次選定結果（案） 資料6 新美化センター建設候補地二次選定説明資料 資料7 新美化センター建設候補地二次選定評価資料

内 容
<p>1 開会あいさつ（委員長）</p> <p>第1回委員会後、各委員には選定方法や一次選定案などに関し調査確認いただき、意見等をいただき感謝している。</p> <p>この後、前回の振り返りも含め、各委員からの意見に関する考え方について整理したうえで、一次選定の評価を確定したい。その後、二次選定の説明を行う予定であり、引き続き、積極的に審議願いたい。</p> <p>また、繰り返しになるが、本委員会の会議は、選定の過程で情報提供者や地域の方々などに迷惑がかからないよう配慮し非公開とする。</p> <p>委員には、候補地に関する資料などの情報管理の徹底を改めてお願いしたい。</p>
<p>2 議題</p> <p>(1) 第1回選定委員会以降に寄せられた意見等について</p> <p>事務局より「資料1 新美化センター建設候補地比較評価表（案）」について説明</p> <ul style="list-style-type: none">・昨年度、コンサルタントの支援を受けながら事務局において、姫路市全域から新たなごみ処理施設の建設適地を探る視点で26箇所の候補地を抽出した。この表は、26箇所について、一次選定の法的・物理的制約条件及び抽出条件への該当状況をまとめたものである。

改めて、本委員会までの事務局による候補地抽出の流れについて、土地情報の整理等、第1回委員会での委員からの意見も踏まえた結果として報告し、委員会ではこの表で残った10箇所と情報提供地6箇所について、一次選定から審議をお願いしたい。

主な意見等

特になし。了承。

事務局より「資料2 第1回選定委員会での指摘事項及び事務局の考え方(案)」、
「資料3 新美化センター建設候補地選定に関する意見等及び事務局の考え方(案)」について説明

主な意見等

特になし。委員の意見等について誤りなどあれば、事務局に連絡をすること。

事務局より「資料4 新美化センター建設候補地選定委員会への審議事項提案」について説明

- ・法的制約条件「宅地造成工事規制区域」は、熱海の事故を受け設定したものである。宅地造成等規制法の改正(令和5年5月26日施行)による新たな規制区域は、令和7年ごろに指定すると聞いており、今回の選定では現行の規制区域をもって判断することとしたい。
- ・確実性の高い公共の将来の利用計画がある土地の扱いについては、指摘の通り、選定の評価項目では除外できない。候補地16箇所のうち、委員から該当する土地が含まれているとの意見もあり、一次選定で除外することが合理的であり適切であると考え、抽出条件の土地利用関係に条件を追加したい。
- ・法的制約条件の「内水氾濫想定区域」については、根拠法令を水防法としているが、実際には姫路市内水ハザードマップに基づき評価するものである。明らかな誤りであり、根拠法令を改めたい。

主な意見等

- ・特になし。

⇒案のとおり進めることとする。

候補地選定は姫路市環境審議会の答申を最大限尊重して進めることとしている。環境審議会には、評価項目や評価基準は環境審議会で設定し、選定は行政が責任を持って行うことで了解を得ているが、今回の変更について環境審議会に説明・報告をすること。

(2) 新美化センター建設候補地一次選定について

事務局より「資料5 新美化センター建設候補地一次選定結果(案)」について説明

- ・抽出条件の変更も踏まえ、16箇所の候補地のうち、一次選定において4箇所を選外としたい。

主な意見等

- ・特になし。

⇒案のとおり一次選定の評価確定。

一次選定は、特に明確な条件を設定しており選外となることが明白であるため、一次選定で選外となった情報提供地については、準備が整い次第、情報提供者にその旨通知することとする。

(3) 新美化センター建設候補地二次選定について

事務局より「資料6 新美化センター建設候補地二次選定説明資料」

「資料7 新美化センター建設候補地二次選定評価資料」について説明

主な意見等

- ・活断層の位置や、液状化危険度は市でデータ等持ち合わせていないが、どのように確認したのか。

⇒活断層については、国土地理院及び国立研究開発法人産業技術総合研究所のデータを基に確認し、液状化危険度については、事務局で兵庫県からデータを提供いただき確認した。

- ・ユーティリティーの接続可能性については、仮に給水認可区域内であっても、周辺の利用状況により困難な場合もある。

⇒個別に判断が必要で、整備費に相違が生じることも理解しているが、費用については三次選定で比較し評価することとしている。二次選定では客観的な指標で、可能性の有無を判断することとしている。

- ・三次選定に残るのは、二次選定で得点率70%の土地としているがハードルが高いのでは。根拠はあるのか。

⇒他都市の例などを参考とした。他都市では60～80%の得点率を設定しており、7割が妥当として環境審議会にて判断されたもの。

ハードルは高いが、市民の暮らしを支える大切な施設であり、より安全で適した土地に建設したい思いがある。

- ・搬入道路の整備の必要性について、8m以上の公道に接するかどうかで評価することとしているが、公道に接していなくても整備不要の場合もあるのでは。また整備にあたり、用地買収の要不要などでも難易度は変わってくる。必要性の有無でAかCかの評価でなく、Bの評価も検討してはどうか。

⇒二次選定は、機械的な評価ができるよう設定している。

委員会での意見を踏まえ、事務局で再考し、次回事務局の案を示すこと。

(4) その他

- ・各委員において二次選定の評価案を再度確認し、意見等があれば3/20までに事務局へ連絡すること。

- ・再度になるが、情報管理については最大限注意願いたい。

閉会

事務局：次回委員会は日程調整のうえ後日連絡する。

後日提出された意見

意見なし。